

船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市全域において建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査事業及び除去等事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト アスベスト及びアスベスト含有ロックウール（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。）をいう。
- (2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物（付属する電気室、機械室等を含む。）で下記に掲げる事業を行うものをいう。
- (3) 事前調査 補助対象建築物に施工された吹付け材（以下「対象吹付け材」という。）に係るアスベストの有無を設計図書、施工記録、維持保全記録及び現地における目視等により確認することをいう。
- (4) 分析調査事業 壁、柱、天井等に吹付けられた建材（綿状のものに限る。）のうち、アスベストが施工されている可能性があるものに係るアスベストの含有の有無について行う定性分析及び含有量について行う定量分析の調査をいう。
- (5) 除去等事業 壁、柱、天井等に吹付けられたアスベスト（綿状のものに限る。）について除去、封じ込め、囲い込み、又は建築物の除却の措置（以下、「除去工事等」という。）を行うことをいう。
- (6) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1項に規定する敷地をいう。
- (7) 棟 構造的に一体の建築物をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合は、各々の定めによる。

ア 区分所有法が適用されている建築物で、区分所有者が自ら所有する専有部分のみを単独で分析調査又は除去等を行う場合、当該専有部分を1棟とする。

イ 棟を連ねた複数の住宅又は店舗等で、各住宅又は店舗等が壁を共通にし、各々別々に外部への出入り口がある長屋建の建築物については、各々の住宅又は店舗等を棟とする。

ウ エキスパンションジョイント等で構造的に分離されているが、外観上、機能上一の建築物と認められる場合、これらを1棟とする。

2 事前調査、分析調査事業及びアスベスト除去等事業は、別記に定める内容

に適合するものでなければならない。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。ただし、第一号イに掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) ア 補助対象建築物の所有者、建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条規定する区分所有者の団体、その他市長が別に定める者で市長がこの補助金の交付を受けることについて、適当であると認める者。
イ 市税の滞納がない者。
- (2) 国地方公共団体その他公共団体若しくはこれらの者に準ずる者又は大規模な事業者として別に定める者以外の者であること。
- (3) 補助対象建築物について、国、県及び公共団体からこの要綱と同様の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 過去に、同一敷地内に存する他の補助対象建築物について、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でない者であること。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、補助対象建築物の分析調査事業及び除去等事業で、事業の内容が別表1に定める基準に適合するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

- 2 第1項に規定する補助金の額は、消費税仕入控除額（分析調査又は除去工事等に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の総額をいう。以下同じ）を除いて算出された額とする。

(分析調査事業の補助金交付申請)

第6条 分析調査事業に係る本補助金を受けようとする者は、分析調査の着手前に船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書（分析調査事業）（様式第1号）に市長が定める書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、分析調査又は除去工事等に要する費用には消費税額を含めないで申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 免税事業者である。
- (2) 消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した簡易課税事業者である。
- (3) 消費税法別表第3に掲げる法人で特定収入割合が5%を超える事業者である。
- (4) 消費税法第30条第2項に規定する個別対応方式又は一括比例配分方式により全額控除とならない事業者である。

(除去等事業の補助金交付申請)

第7条 除去等事業に係る本補助金を受けようとする者は、除去工事等の着手前に、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書（除去等事業）（様式第2号）に、市長が定める書類を添付して、市長が定める期間内に、市長に提出しなければならない。

2 分析調査事業に係る補助金の交付申請をした後に除去等事業に係る補助金の交付申請を行う場合には、前項の規定にかかわらず、分析調査事業に係る補助金の交付申請時に添付した書類と同一の書類について、提出を省略することができる。

3 申請者は、第1項の規定により申請するにあたって、第6条第2項の規定を準用する。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前2条の申請が到達してから、それぞれ30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下、「審査等」という。）を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、交付すると決定したものについては、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、前項の通知後に事業に着手するものとする。

3 市長は第1項に規定する審査等により、交付しないと決定したものについては、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

(地位の承継)

第9条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で建築物吹付けアスベスト対策事業を行う意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で建築物吹付けアスベスト対策事業を行う意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。
- 3 地位の継承を受けようとする者は、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金事業承継届（様式第5号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 申請の取下げは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請取下届出書（様式第6号）により行うものとする。

（補助対象事業の変更、中止又は廃止）

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をするときは、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し承認を受けなければならない。
- 2 前項に規定する軽微な変更は、事業内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。
 - 3 申請者は、第5条第2項に規定する消費税仕入控除税額を変更しようとするときは、第1項の規定を準用する。
 - 4 市長は、第1項の規定による届出を承認したときは、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知する。

（事故報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業事故報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

- 第13条 分析調査事業の完了に係る報告は、事業完了後30日以内に、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業完了報告書（分析調査事業）（様式第10号）に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 補助対象者は、除去等事業が完了したときは、当該事業完了後30日以内に、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業完了報告書（除去等事業）（様式第11号）に市長が定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 第6条第2項ただし書き又は第7条第3項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、次条の規定により補助金の額が確定した後に、補助金に係る費税仕入控除税額が確定したときは、船橋市既存吹付アスベスト対策事業消費税仕入控除税額報告書（第12号様式）により補助事業が完了した日の属する会計年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

4 前項に規定する報告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税仕入控除税額を市に返還しなければならない。この場合において、市長が当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じたときは、補助事業者はこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による完了報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、通知は船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。

2 補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

（交付決定の取消し）

16条 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

（3）暴力団等であることが判明したとき。

2 前項の取消しは、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により行う。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超え

る部分の返還を命ずるものとする。

- 3 前2項の返還命令は、船橋市既存建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金返還命令書（様式第15号）により行う。

（立入り検査等）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象建築物のアスベスト粉じんの除去等が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（調査に対する協力）

第19条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備）

第20条 補助事業者は、本事業に係る経費の収支を明らかにした書類を5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第21条 補助事業者は、補助事業の完了後においても、市長の承認を受けないうで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

（実施要領）

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算にかかる補助金から適用する。

附則

平成21年4月28日一部改正

附則

平成21年6月15日一部改正

附則

平成21年7月28日別表2一部改正

附則

平成24年4月2日一部改正（別表1及び2を含む）

附則

平成27年10月1日一部改正

附則

平成28年6月29日別表1一部改正

附則

令和2年4月30日一部改正

附則

令和4年4月1日一部改正

附則

令和8年4月1日一部改正

別表1

1 事前調査

事前調査は、財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」第3章3.3.1設計図書等による書面調査及び3.3.2書面調査に基づく現地との整合確認及び判定方法による。

2 分析調査事業

(1) 調査の方法は、JISA1481-1「市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」、JIS A 1481-2「試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」及びJIS A1481-3「アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、これによることができる。

(2) 調査を行う者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

ア 作業環境測定法第7条の規定に基づく作業環境測定士

イ 国土交通省告示第748号第2条第2項の規定に基づく建築物石綿含有建材調査者

(3) 調査を行う機関は、分作業環境測定法第33条の規定に基づく作業環境測定機関のうちJISA1481-1「市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」、JIS A 1481-2「試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」及びJIS A1481-3「アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」の附属書の仕様に適合する装置・機器を備えている機関を標準とする。ただし、第1号で規定する厚生労働省等の公的機関が公表した方法による場合は、当該方法の仕様に適合する装置・機器を備えている機関であること。

(4) 分析による調査の実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、交付決定の通知を受けた日から起算して原則として30日以内であること。

3 アスベスト除去等事業

除去等については、実施計画の策定等を前項(2)イで規定する建築物石綿

含有建材調査者が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施すること。なお、実施計画の策定等にあたっては、次の各号に定めるところによる。

(1) 石綿等の粉じんが飛散するおそれがある場合の施工者は、次のいずれかのものであること。

ア 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者

イ 石綿作業主任者（平成18年4月1日以前においては特定化学物質等作業主任者）の指導・監督のもと、建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル」又はこれと同等の方法に従って施工した十分な実績を有し、前項で規定する飛散防止処理技術に相当する技術を有すると認められる者

(2) 石綿等の粉じんが飛散するおそれがある場合の施工方法は、次のいずれかによること。

ア 財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」

イ 建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」

(3) 封じ込め工事に係わる石綿飛散防止剤等について

ア 建築基準法第37条の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けている石綿飛散防止剤（以下「防止剤」という。）とする。また作業にあたっては防止剤を用いて、石綿が添加された建築材料を被覆し、又は添加された石綿を建築材料に固着させること。

イ 石綿が添加された建築材料に著しい劣化、損傷がある場合には該当部分から石綿が飛散しないようにする措置を行うこと等。

(4) 除去工事等の実施期間は、やむを得ない事情がある場合を除き、交付決定の通知を受けた日から起算して原則として90日以内であること。

別表2

補助対象事業	対象経費	補助金の額
分析調査事業	補助対象建築物について、分析調査事業に要する経費で分析による調査を実施する機関（以下分析機関という。）に対して支払う費用	対象経費の全額。 ただし、補助対象建築物1棟につき、100,000円を限度とする。（1,000円未満の端数は切り捨てとなります）

除去等事業	補助対象建築物が存する敷地について、除去等事業に要する経費（復旧費は除く。但し、建築基準法に基づく耐火被覆復旧費は含む。また、除却にあつては、アスベスト対策費に限る。）でアスベスト等の除去工事等を行う施工業者（以下施工者という。）に対して支払う費用	対象経費の3分の2以内の額。 ただし、補助対象建築物1棟につき、1,200,000円を上限とする。 (1,000円未満の端数は切り捨てとなります)
-------	--	---